

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【EMS及びODM（TC-ES）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**EMS及びODM (TC-ES)産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
原材料調達	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

電子機器の製造受託サービス
(EMS) 及び設計を含むオリジナル
製品の製造 (ODM)
Electronic Manufacturing
Services & Original Design
Manufacturing
(TC-ES)

「電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）」産業は、2つの主要なセグメントにより構成される。

EMS企業は、オリジナル製品の製造業者のために組立て、ロジスティクス及び販売後のサービスを提供する。

この産業のODMセグメントは、オリジナル製品の製造業者のためにエンジニアリング及び設計サービスを提供し、重大な（significant）知的財産を保有していることがある。

EMS及びODM企業はさまざまなセクターの機器を生産しているが、この産業は、個人消費者及び企業の両方のためのパソコン、家電及びストレージ・デバイスといったテクノロジー・ハードウェア製品を設計する企業により構成される「ハードウェア」産業と密接に関連している。

トピック	コード	指標
水管理	TC-ES-140a.1	<ul style="list-style-type: none"> • (1)総取水量 • (2)総消費水量 • (1)総取水量及び(2)総消費水量のうち、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合
製品ライフサイクル管理	TC-ES-410a.1	<ul style="list-style-type: none"> • 回収した使用終了 (end-of-life) 製品及びe-wasteの重量 • リサイクル率

コンピューター、コンピューター・コンポーネント及びその他の電子機器の製造には、大量の水を必要とする。

人口増加及び急速な都市化による消費の増加並びに気候変動による供給の減少により、水は世界中で希少な資源になりつつある。

慎重な計画がなければ、水不足は、供給コストの増加、地域及び政府との社会的緊張又は水不足地域における水へのアクセスの喪失（又はこれらの複数のもの）をもたらし、それにより生産、ひいては売上に重要な（critical）リスクをもたらす可能性がある。

製造工程での水の使用効率を向上させることができる「電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）」企業は、**オペレーション・コストを削減し、リスク・プロファイルを低く維持でき、最終的には資本コスト及び市場評価に影響を与える。**

さらに、水の使用量の削減及び効率の向上を優先する企業は、地方、地域及び国の環境法が資源保護にこれまで以上の重点を置いているため、**規制リスクを低減できる。**

コード： TC-ES- 140a.1	指標： (1)総取水量	測定単位： 千立方メートル (m ³)
1	すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示する	
1.1	水源には、以下を含める： <ul style="list-style-type: none"> • 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む） • 地下水 • 企業が直接収集及び貯留した雨水 • 地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水 	
2	例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである際は、その供給を水源別に開示する場合がある	
2.1	淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある 法令による定義がない場合、淡水は、百万分の1,000未満の溶解固形物を含む水とみなす	
2.2	各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなす	

コード： TC-ES- 140a.1	指標： (2)総消費水量	測定単位： 千立方メートル (m ³)
3	オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示する	
3.1	消費水量の定義は以下のとおり；	
3.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 取水、使用及び排水中に蒸発する水 	
3.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水 	
3.1.3	<ul style="list-style-type: none"> その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など） 	

コード： TC-ES- 140a.1	指標： (1)総取水量及び(2)総消費水量のうち、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
4	世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールであるAquaduct（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別する	
5	<p>ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合を開示する</p> <p>計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での取水量 ÷ 総取水量</p>	
6	<p>ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合を開示する</p> <p>計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での消費水量 ÷ 総消費水量</p>	

「電子機器の製造受託サービス（EMS）及び設計を含むオリジナル製品の製造（ODM）」産業の企業は、ハードウェア企業などの当該産業の顧客とともに、製品の製造、輸送、使用及び廃棄に起因する環境上の外部性に関連する課題の増加に直面している。

ハードウェア製品の急速な陳腐化は、そのような外部性を悪化させる。

当該産業の製品には、通常、有害物質が含まれているため、使用済み製品の安全な廃棄は、管理すべき重要な（critical）側面である。

製品の環境上の外部性を最小限にできない企業は、地方、地域及び国の環境法が資源保護及び廃棄物管理にこれまで以上に重点を置いているため、規制コストの増加に直面する場合がある。

使用が終了（end-of-life）した製品の回収及び影響の少ない材料の使用を促進する製品イノベーションを通じて、EMS及びODMの製造業者は、ライフサイクルへの影響（impacts）の改善を達成し、**規制リスクを低減し、コスト削減を実現できる。**

コード： TC-ES- 410a.1.	指標： 回収した使用終了 (end-of-life) 製品及びe-wasteの重量	測定単位： メートルトン(t)
1	<p>回収した使用終了 (end-of-life) 材料の重量を、メートルトン単位で開示する (リバース・ロジスティクス・サービス、リサイクル・サービス、製品回収プログラム及び改修サービスを通じて回収されたものを含む)</p>	
1.1	<p>回収した使用終了 (end-of-life) 材料：電気電子機器廃棄物 (e-waste) を含め、使用終了 (end of their useful life) 時に廃棄物として処分される又はエネルギー回収に使用される代わりに収集された製品、材料及び部品と定義</p>	
1.3	<p>回収した使用終了 (end-of-life) 材料の範囲には、企業が物理的に保有していないが、再利用、リサイクル又は改修の目的を明示して第三者が収集した材料を含める</p>	
1.4	<p>回収した使用終了 (end-of-life) 材料の範囲からは、修理のために収集したもの及び保証対象でリコールの対象となった材料は除外する</p>	

コード： TC-ES- 410a.1.	指標： リサイクル率	測定単位： パーセンテージ(%)
2	回収してリサイクルした使用終了 (end-of-life) 材料の割合を開示する	
2.1	<p>回収した後にリサイクルした使用終了 (end-of-life) 材料の重量について、回収した使用終了 (end-of-life) 材料の総重量で除して、上記の割合を計算する</p> <p>計算式の例：回収した後にリサイクルした使用終了材料の重量 ÷ 回収した使用終了材料の総重量</p>	
2.2	リサイクルした材料（再製造した材料を含む）：生産又は製造工程を通じて再処理 (reprocess) 又は処理 (treat) され、最終製品又は製品に組み込むためのコンポーネントとなった廃棄物と定義	
3	電気電子機器廃棄物 (e-waste) は、e-wasteリサイクルの基準に対する第三者認証を受けた企業に移転したことを企業が証明できる場合のみ、リサイクルしたとみなす	
3.1	e-wasteを移転した先の企業が準拠する基準を開示する	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
TC-ES-000.A	製造施設数	定量	数
TC-ES-000.B	製造施設の面積	定量	平方フィート (ft ²)
TC-ES-000.C	従業員数	定量	数

